来庁前には事前の電話 連絡をお願いします

## 埼玉県旅行サービス手配業者登録事項 変更届出提出書類一覧表

(登録事項の変更届出は、変更の日から30日以内とする)

## 表1 (旅行業者自身に関する変更)

<u> </u>		- /- /												
		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	(1)	12	13
変更事項		個	人	法		人	主たる	営業所	その他の営業所				H <del>7</del>	
		事	事	名	法	本	名	所	名	所	新	廃	1	扱
		業	業		人	店							商	管 理
		者	者		代	所		在		在				者。
		氏	住		表	在								任
必要書類		名	所	称	者	地	称	地	称	地	設	止	号	取扱管理者選任変更
届	登録事項変更届出書	$\circ$	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	
出	変更届出添付書類(1)	$\circ$					$\circ$							
書	変更届出添付書類(2)								$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		
戸籍個人事項証明書 (改姓)														
登記事項証明書 (登記簿謄本)			$\circ$	0	0									
住	民 票		0											
宣	誓 書				$\circ$									
営業所の使用権を証する書類							$\circ$		0	0				
(賃貸借契約書又は建物登記事項証明書 (登記簿謄本等))									0					
旅行サービス手配業務取扱管理者選任					包表						$\circ$			$\circ$
旅行サービス手配業務取扱管理者に係る以下の書類一式														
<ul><li>・ 履歴書</li></ul>														
<ul><li>・ 宣誓書</li></ul>														
・ 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証														
※ 旅行サービス手配業務取扱管理者登録研修機関が実施														
する定期的な研修を5年ごとに受講させていることを											0			$\circ$
証する書類														
※ 直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者														
については、その合格証書の提出をもって替えること														
ができる(ただし、旅行サービス手配業務取扱管理者														
研修を5年ごとに受講する必要がある)。														

- ※ 他都道府県からの転入の場合は、登録通知書の写し又は登録簿(業者控)の写しを添付すること
- ※ 商号変更の場合は、既存業者との類似を避けるため、事前に問い合わせのこと